

平成21年11月18日
経済産業省
原子力安全・保安院

中部電力株式会社浜岡原子力発電所1、2号機 における廃止措置計画及び保安規定の認可について

本年6月1日に申請のありました、中部電力株式会社浜岡原子力発電所1号及び2号原子炉に係る廃止措置計画について、本日、認可しました。

また、廃止措置の開始に伴う「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定」の変更認可を本日、行いましたので、お知らせします。

1. 廃止措置計画の認可について

(1) 認可申請日

平成21年6月1日

(平成21年9月15日一部補正)

(2) 認可日

平成21年11月18日

(3) 概要

本申請は、我が国の商業用発電炉である軽水型原子炉施設の廃止措置としては初めてとなるものです。(廃止措置計画の概要は別添のとおり)

原子力安全・保安院は、中部電力株式会社が提出した廃止措置計画認可申請書の内容について、原子力安全委員会による「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」を参考に審査しました。

審査にあたっては、専門家の意見を聴取するとともに、現地調査を行いました。審査の結果、法令に定められた認可の基準^(注1)に適合していると判断し、本日、認可しました。

なお、当院は今後、廃止措置の安全確保について、保安規定の遵守状況の検査(保安検査)等を通じて確認してまいります。

(注1) 廃止措置計画の認可の基準

(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第19条の9第1項)

- ・廃止措置計画に係る原子炉の炉心から使用済燃料が取り出されていること。
- ・核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。
- ・核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
- ・廃止措置の実施が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上適切なものであること。

2. 保安規定の変更認可について

(1) 認可申請日

平成21年10月14日

(平成21年11月10日一部補正)

(2) 認可日

平成21年11月18日

(3) 申請の概要

本申請は、浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉が廃止措置の段階に移行することに伴い、法令に基づき、廃止措置を行う者の職務及び組織、廃止措置の管理、放射性廃棄物の廃棄、品質保証に関する事項等について、保安規定の変更を行うものです。

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院

放射性廃棄物規制課

課長 中津

総合廃止措置対策室

室長 鈴木

担当者 小山田

電話 03-3501-1948(直通)

浜岡原子力発電所 1号原子炉及び2号原子炉 廃止措置計画の概要について

本年6月1日に、中部電力(株)から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の2第2項に基づき提出された廃止措置計画の認可申請(9月15日付け一部補正)の概要は以下のとおり。

1. 廃止措置の対象は、浜岡原子力発電所1号原子炉、2号原子炉及びその附属施設。
2. 廃止措置期間全体(28年間)を、以下のとおりに区分。
 - 解体工事準備期間
 - 原子炉領域周辺設備解体撤去期間
 - 原子炉領域解体撤去期間
 - 建屋等解体撤去期間提出された申請書は、廃止措置期間全体にわたる基本方針と、解体工事準備期間中に実施する事項について記載されたもの。
3. 解体工事準備期間における主な実施事項は、次のとおり。
 - ・ 廃止措置対象施設からの燃料搬出
 - ・ 系統除染
 - ・ 汚染状況の調査
 - ・ 管理区域外の設備・機器の解体撤去工事
4. 原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降に講じる措置については、解体工事準備期間中に行う施設の汚染状況の調査結果等を踏まえて検討し、原子炉領域周辺設備の解体撤去に着手するまでに、廃止措置計画を変更。
5. 廃止措置の実施にあたっては、発生する放射性廃棄物を適切に管理することなどにより、周辺公衆及び作業者の被ばくを低減。